

SAGA2024鹿島市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024鹿島市総務企画基本計画」に基づき、SAGA2024において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という）への各種案内や歓迎を行うため、案内所及び休憩所の設置設営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。また会場内案内所及び休憩所は、各競技会場内に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、期間を定める。また会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、時間を定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技日程、会場等の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光等の案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光等の案内に関すること。
- エ 障がい者への対応に関すること。
- オ 遺失物・拾得物の受付に関すること。
- カ その他案内業務に関すること。

(3) 休憩所

- ア 休憩場所の提供に関する事。
- イ 大会参加者等へのおもてなしの提供に関する事。
- ウ その他休憩所に必要な業務に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。